

令和7年 第2回 ふじみ野市農業委員会総会議事録							
招集日時	令和7年2月25日		開会場所	ふじみ野市役所第2庁舎3階 B301会議室			
開会の日時 及び宣告者	開会	令和7年2月25日	午後4時00分	議長			
	閉会	令和7年2月25日	午後4時30分	議長			
議長	粕谷 雄一						
No.	氏名		出欠	No.	氏名		出欠
1	久保田 清		出	10	鈴木 智之		出
2	柳川 嗣於		出	11	浅海 伊佐男		出
3	横山 一明		出	12	岡部 昭		出
4	嶋田 利行		出	13	谷田 峰男		出
5	原田 一		出	14	粕谷 雄一		出
6	近藤 広巳		出	15	有山 茂幸(最)		出
7	岸 勇		出	16	宮寺 康夫(最)		出
8	神木 茂		出	17	新井 正一(最)		出
9	塩野 和義		出				
出席者数		農業委員		定数	14名	出席者	14名
		農地利用最適化推進委員		定数	3名	出席者	3名
議事参与(説明者)				書記			
葛籠貫 智洋							
島村 雄大							
菅井 健吾							
小浦 聡士							

<p>その他重要と 認める事項</p>	
	<p>上記会議の結果を記載し、その相違なきを証するためここに署名します。</p> <p>令和7年2月25日</p> <p>議 長 印</p> <p>署名委員 印</p> <p>署名委員 印</p>

		<p>ふじみ野市農業委員会会長は、令和7年2月25日、午後4時00分、ふじみ野市役所第2庁舎3階B301会議室に農業委員会を招集した。</p>
日程第1	議長	<p>議長は午後4時00分、委員の過半数が出席したので、開会を宣言した。</p>
日程第2	議長	<p>議事録署名委員に4番・7番委員を指名する。</p>
日程第3	議長	<p>日程第3、報告第2号、農地法第4条第1項第7号による農地転用届に関する件、1件を報告します。</p>
	議長	<p>事務局に報告書の朗読を求めます。</p>
	事務局	<p>報告書朗読。</p>
	議長	<p>質疑はありますか。</p>
	全委員	<p>なし。</p>
	議長	<p>報告案件ですので、報告第2号について終了します。</p>
日程第4	議長	<p>日程第4、報告第3号、農地法第5条第1項第6号による農地転用届に関する件、2件を報告します。</p>
	議長	<p>事務局に報告書の朗読を求めます。</p>
	事務局	<p>報告書朗読。</p>
	議長	<p>質疑はありますか。</p>
	全委員	<p>なし。</p>
	議長	<p>報告案件ですので、報告第3号について終了します。</p>
日程第5	議長	<p>日程第5、議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に関する件、4件を議題とします。</p>
	議長	<p>初めに、1番の案件について、事務局から議案の朗読及び説明を求めます。</p>
	事務局	<p>議案書朗読、説明。</p> <p>申請者は、現在妻の実家で暮らしていますが、家財の増加等により手狭になりました。戸建てのマイホームの建築を検討し</p>

		<p>たいと考え市街化区域、市街化調整区域の非農地も視野に入れ検討してきましたが見つかりませんでした。そのような時に、妻の伯母所有の申請地に建築したらどうかとの提案を受けました。申請地は、妻の実家のすぐ近くにあり、義母に孫の面倒を見てもらえ、また、将来的には義母の面倒を見ることができるとため最適な環境の土地とのことです。</p> <p>農地の区分は、概ね 10 ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であり、第 1 種農地と判断します。</p> <p>原則第 1 種農地は不許可となりますが、集落と接しているため例外として許可になることがあります。</p> <p>現地調査を行った委員から説明をお願いします。</p> <p>2 月 1 7 日に 1 3 番委員と事務局 2 名の 4 人で現地調査を行いました。現地は小学校の近辺で、きれいに整地されていて問題ありませんでした。</p> <p>地元委員は現地調査をした委員ですので説明は省略します。質疑はありますか。</p> <p>なし</p> <p>質疑がないようでしたら、この案件について承認してもよろしいですか。</p> <p>異議なし。</p> <p>異議なし賛成により、原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付します。</p> <p>次に、2 番の案件について、事務局から議案の朗読及び説明を求めます。</p> <p>議案書朗読、説明。</p> <p>申請者は現在妻と子ども 1 人の 3 人で妻の借家に住んでいます。子どもの成長とともに手狭になってきたため、将来を見据え自己用住宅を建て独立したいと考えました。申請者、妻と</p>
	議 長	
	12 番委員	
	議 長	
	全 委 員	
	議 長	
	全 委 員	
	議 長	
	議 長	
	事 務 局	

		<p>もに所有する土地がないため、市街化区域、市街化調整区域を含め検討しましたが、見つかりませんでした。親族に相談した結果、申請者の叔父の土地を利用することが叶い、本申請地にて計画することに至りました。申請地は小中学校に近いこと、申請者の実家の隣地のため、子育てや親の様子を確認でき、相互に助け合って生活ができると考えたとのことです。</p> <p>農地の区分は、概ね 10 ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であり、第 1 種農地と判断します。</p> <p>原則第 1 種農地は不許可となりますが、集落と接しているため例外として許可になることがあります。</p> <p>現地調査を行った委員から説明をお願いします。</p> <p>2 月 1 7 日に 1 2 番委員と事務局 2 名の 4 人で現地調査を行いました。現地は家庭菜園をされていたようで、現在はほとんど栽培されていませんが、耕うんされており問題ありませんでした。</p> <p>地元委員から説明をお願いします。</p> <p>昨日現地を確認しました。区割りがされていて、作物はほとんどなく、草は少し生えていますが問題ないと考えます。</p> <p>質疑はありますか。</p> <p>なし</p> <p>質疑がないようでしたら、この案件について承認してもよろしいですか。</p> <p>異議なし。</p> <p>異議なし賛成により、原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付します。</p> <p>次に、3 番の案件について、事務局から議案の朗読及び説明を求めます。</p> <p>議案書朗読、説明。</p>
	議長 13 番委員	
	議長 9 番委員	
	議長 全委員	
	議長	
	全委員	
	議長	
	議長	
	事務局	

		<p>申請者は現在、市内の賃貸住宅に家族3人で暮らしています。将来の生活を考え、もう少し広いスペースが必要と考え、住宅の購入を検討するようになりました。市街化区域、市街化調整区域を含め検討してきましたが、希望する条件に合う土地がなかなか見つかりませんでした。そんな折、父から実家の近くの申請地に建築してみてもとの提案がありました。申請地は祖父所有の土地で、両親、祖父のお世話もでき、近隣に小学校、病院があり利便性が高いので、本計画に至ったものです。</p> <p>農地の区分は、概ね10ヘクタール未満の規模の一団の農地の区域内にある農地であり、第2種農地と判断します。</p> <p>現地調査を行った委員から説明をお願いします。</p> <p>現地はうっすらと赤土がのっけていて草も生えておらず問題ありませんでした。</p> <p>地元委員から説明をお願いします。</p> <p>昨日現地を確認しました。畑になっており草もなく近隣の農地にも影響はないと考えます。</p> <p>質疑はありますか。</p> <p>なし</p> <p>質疑がないようでしたら、この案件について承認してもよろしいですか。</p> <p>異議なし。</p> <p>異議なし賛成により、原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付します。</p> <p>次に、4番の案件について、事務局から議案の朗読及び説明を求めます。</p> <p>議案書朗読、説明。</p> <p>本案件は令和6年12月に農用地利用計画の利用権設定について審議し承認に至った案件になります。</p>
	議長 12番委員	
	議長 1番委員	
	議長 全委員	
	議長	
	全委員	
	議長	
	議長	
	事務局	

		<p>申請地は周辺土地より低所にあるため、降雨時に水が溜まり、果樹栽培に悪影響が生じるため、工事業者に依頼し、農地改良を行うため当申請に至ったものです。農地改良後は、ぶどう棚の設置及び露地野菜の栽培を行い、ゆくゆくは観光農園化を目指していく計画です。農地改良の工事期間は令和7年4月1日から6月末日までを3か月間を予定しています。</p> <p>農地の区分は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であり、第1種農地と判断します。</p> <p>現地調査を行った委員から説明をお願いします。</p> <p>以前審議してから現地に変化はほとんど見られませんでした。一部所有者が草刈りをしたような形跡があり問題ないと考えます。</p> <p>地元委員から説明をお願いします。</p> <p>以前発言したとおり、当該農地は何十年も耕作がされておらず、定期的に草刈りをしている状態です。この農地改良によってぶどう栽培ができるということなので問題ないと考えます。</p> <p>質疑はありますか。</p> <p>借人の事業者がぶどう栽培をするのですか。</p> <p>こちらは農地改良の案件ですので借人が施工業者となります。ぶどう栽培をするのは貸人となります。なお、農地改良の面積が1,000㎡未満で、工事期間が1カ月未満など条件を満たせば許可不用案件となります。ただ、本件は許可不用の条件を満たさないため、許可案件として審議するものです。</p> <p>貸人は農業の実績はあるのですか。</p> <p>貸人は神戸市の観光ブドウ園で地元農業者に付いてぶどう栽培の研修を受けながら働いた経験があります。</p> <p>他に質疑がないようでしたら、この案件について承認してもよろしいですか。</p>
	議長 13番委員	
	議長 6番委員	
	議長 5番委員 事務局	
	5番委員 事務局	
	議長	

<p>日程第6 日程第7</p>	全委員	異議なし。
	議長	異議なし賛成により、原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付します。
	議長	議案第3号について終了します。
	議長	日程第6、議案第4号、相続税の納税猶予に関する適格者証明の取消し願について1件、日程第7、議案第5号、相続税の納税猶予に関する適格者証明について1件を議題とします。
	議長	相続税の納税猶予に関する適格者証明の取消し願 相続税の納税猶予に関する適格者証明
	議長	議案第4号及び議案5号は関連がありますので、併せて審議しますのでよろしくお願ひします。
	議長	なお、本件は9番委員に関する議題となりますので、審議終了まで会議規則第10条の規定により9番委員は退席しますので、よろしくお願ひします。
	議長	9番委員退室。
	事務局	案件について、事務局に議案の朗読及び説明を求めます。 議案書朗読、説明。
	議長	本件は令和6年11月に承認された案件の取消し及び再申請になります。分筆による確定測量により、特例適用農地の面積に差異が生じたため、前回の申請を取り消し、再申請したものです。
12番委員	現地調査を行った委員から説明をお願いします。 きれいに耕作されており問題ないと考えます。	
17番委員	次に、地元の委員からの報告をお願いします。 昨日現地を確認しました。きれいに管理されており問題ないと考えます。	
全委員	質疑はありますか。 なし。	

日程第 8	議 長	質疑がないようでしたら、議案第 4 号及び議案第 5 号については承認してよろしいですか。
	全 委 員	異議なし。
	議 長	異議なし賛成により、議案第 4 号及び議案第 5 号については承認することに決定します。
		議案第 4 号及び議案第 5 号について終了します。
		9 番委員は入室してください。
		9 番委員入室
	議 長	日程第 8、議案第 6 号、生産緑地取得の斡旋について、1 件を議題とします。
		本件は 6 番委員に関する議題となりますので、審議終了まで会議規則第 10 条の規定により 6 番委員は退席しますので、よろしくをお願いします。
		6 番委員退室。
	議 長	案件について、事務局から議案の朗読及び説明を求めます。
事 務 局	議案書朗読、説明。	
	買取り申出者は市に対して、生産緑地の指定の告示日から起算して 30 年を経過した本対象地の買取り申出を行いました。が、市が買取りを希望しないため、生産緑地法第 13 条の規定に基づき市から農業委員会へ斡旋の依頼がありました。	
	今後期日までに買取希望がない場合は生産緑地の解除となります。買取希望者がおりましたら、3 月 28 日までに事務局までご連絡をお願いします。	
議 長	質疑はありますか。	
全 委 員	なし。	
議 長	買取り希望の申出がありましたら令和 7 年 3 月 28 日までに事務局へ連絡をお願いします。	
	議案第 6 号について終了します。	

	議長	<p>6番委員は入室してください。</p> <p>6番委員入室</p> <p>本日の報告並びに議案全てについて、慎重審議していただきましてありがとうございました。これをもちまして、令和7年第2回ふじみ野市農業委員会総会を閉会とさせていただきます。</p> <p>(終了 午後4時30分)</p>
--	----	---